

広報家畜衛生

No. 307 平成28年1月13日

徳島県家畜防疫衛生センター
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎
〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚
TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎
〒776-0002 三好郡東みよし町中庄
TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

畜産農家のみなさまへ

今年も定期報告の時期になりました！

家畜伝染病予防法（以下「家伝法」）の規定に基づき、毎年畜産農家のみなさまから、家畜の飼養状況、衛生管理状況について、報告をしていただいています。

この定期報告は、平成23年の家畜伝染病改正により、畜産農家さんに**毎年の報告が義務づけ**られたものです。

I 定期報告義務づけの背景

平成22年、宮崎県で口蹄疫が発生し、甚大な被害をもたらされたことに加え、この年は9県で24例の高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」）の発生がありました。

これを受けて、口蹄疫対策の検証結果やHPAIの発生状況などを踏まえ、これらのような伝染病の発生予防、異常家畜・家きんの早期通報、迅速な初動対応など家畜防疫体制の強化を図るため家伝法を改正し、その一環として、毎年の家畜・家きんの飼養状況等について、報告が義務づけられました。

II 定期報告の内容

○添付の様式による定期報告

家畜の所有者の住所・氏名、農場所在地、飼養する家畜の種類及び頭数、畜舎数など

※前年度の写しを添付しますので、それを参考に記入してください。

○飼養衛生管理基準の遵守状況（自己チェック）
添付の様式にご記入ください。

○農場の平面図
畜舎の配置や、衛生管理区域の範囲、消毒設備の場所、畜舎ごとの飼養頭数、飼養密度など
※これも前回の写しを添付しますので、変わった点がなければ書いていただかなくて結構です。変更点がある場合は、前回写しの図に追加記入して返送してください。

○埋却地の確保状況に関する書類
※これも、前回の写しを添付しますので、それを参考に記入してください。

III 定期報告の重要性

万一口蹄疫やHPAIなどの発生があった場合、その被害は最小限度にとどめなければなりません。

そのためには、確実な防疫対応が必要であり、それには、どこでどのような家畜がどれくらい飼われているか、家畜保健衛生所が毎年きちんと確認しておく必要があります。

畜産農家のみなさまにはご面倒をお掛けしますが、**必ず期限までに報告いただきますよう、**お願いします。

IV 定期報告の報告期限

平成28年2月29日



V 根拠法令

○家畜伝染病予防法第2章 家畜の伝染病の発生の予防

第12条の4（定期の報告）

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を有する都道府県知事に報告しなければならない。

なお、この報告は、法に基づき義務づけられたものであり、これに違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

○家畜伝染病予防法第7章 罰則

第68条

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 1 第12条の4 1項の規定（つまり定期報告をすること）に違反した者
- 2 以下 略

VI おわりに

この定期報告については、畜産農家のみなさまにとっては手間のかかる、面倒なもの以外の何物でもないと思いますが、平成22年の口蹄疫も、また、平成25年から26年にかけて猛威を振るった豚のPEDにしても、いまだにどこから国内に侵入したのか分かっていません。

人の動きや物流がグローバル化した現在においては、今後についても同様のことが起こる可能性が十分に考えられます。その時に迅速な対応を可能にするために、みなさまにお願いしているところです。

万一来に備え、ご自分の身を守るためにも、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、当所までご連絡いただければと思います。

<連絡先>

西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎
0883-24-2029

東みよし庁舎
0883-82-2397



